

新宿区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

昭和50年6月23日50新厚祉発第 492号区長決定
昭和57年11月30日57新厚原祉第2048号区長決定
昭和63年7月23日63新厚原祉第1017号区長決定
平成元年10月5日元新厚原第1739号区長決定
平成2年8月10日2新厚原第1417号区長決定
平成5年3月30日4新厚原第5797号区長決定
平成5年8月4日5新福障第 763号区長決定
平成9年3月28日8新福障第1651号区長決定
平成11年3月30日10新福障第1914号部長決定

（目的）

第1条 身体障害者用自動車改造費助成事業（以下「助成事業」という。）は、重度身体障害者が、就労等に伴い、自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰を図り、その福祉増進に資することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 この助成事業の対象者は、区内に居住する18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている1級又は2級の上肢、下肢若しくは体幹機能障害者等であり、前年の所得が特別障害者手当に係る所得制限限度額の範囲内であって、かつ、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要があるものとする。

（助成対象経費）

第3条 この事業の助成対象は、自動車の操向装置及び駆動装置の改造（以下「改造」という。）に要する経費とする。ただし、その額が133,900円を超えるときは、133,900円を限度とする。

（実施の方法）

第4条 自動車改造費の助成は、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請に基づき実施するものとする。この場合において、申請者は、申請に際し、改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）を添えるとともに、運転免許の取得に際し付された条件が確認できるものを提示するものとする。

2 区長は、助成の状況を明らかにするため、自動車改造費助成簿を整備しておくものとする。

(その他)

第5条 区長は、この事業の実施に際し、陸運事務所等の関係機関及び改造を行おうとする業者と連絡を密にするものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっての必要事項は、別途実施要領を定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。